

役員等報酬・費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人櫛の木会の役員等報酬・費用弁償に関し、必要事項を定めるものとする。ここでいう役員等とは、理事・監事・評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）

(報 酬)

第2条 役員等の報酬については、その業務内容により下表のとおり支給することができる。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

| 評議員会・理事会・ 選任解任委員会 | 役員業務 (全日) | 役員業務 (半日) | 監事監査 | 監事会計監査 |
|----------------------|--------------|--------------|---------|---------|
| 評議員 | 10,000円 | 5,000円 | | |
| 理 事 | 10,000円 | 5,000円 | | |
| 監 事 | 10,000円 | 5,000円 | 10,000円 | 20,000円 |
| 委 員 | 10,000円 | 5,000円 | | |

上記表の報酬については、月額役員報酬の支払いを受ける役員は除く。

役員及び委員の業務については、1日4時間以上を全日とし、4時間未満を半日とする。

2 理事長及び常務理事に対する役員報酬の額は、別表1の基準表により定め、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前も
って支払うことができる。

(旅費)

第4条 役員等が法人業務のため宿泊が必要な場合は、役員業務報酬に加え、宿泊費及び旅費の実費を支給する。ただし、宿泊費の支給上限は25,000円とし、交通費は、新幹線・在来線は普通車・指定席とし、航空機はエコノミークラスとする。

また、自家用車を利用する場合は、1km当たり25円とし、別途有料道路料金を支給する。

2 精算については、事後精算とすることができる。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

この改訂は、平成31年1月1日から実施する。

別表1

理事長及び常務理事役員報酬基準額表（月額役員報酬）

| 号俸 | 金額 | 号俸 | 金額 |
|----|----------|----|------------|
| 1 | 200,000円 | 13 | 800,000円 |
| 2 | 250,000円 | 14 | 850,000円 |
| 3 | 300,000円 | 15 | 900,000円 |
| 4 | 350,000円 | 16 | 950,000円 |
| 5 | 400,000円 | 17 | 1,000,000円 |
| 6 | 450,000円 | 18 | 1,050,000円 |
| 7 | 500,000円 | 19 | 1,100,000円 |
| 8 | 550,000円 | 20 | 1,150,000円 |
| 9 | 600,000円 | 21 | 1,200,000円 |
| 10 | 650,000円 | 22 | 1,250,000円 |
| 11 | 700,000円 | 23 | 1,300,000円 |
| 12 | 750,000円 | 24 | 1,400,000円 |

賞与3ヶ月